

令和8年度

人権・同和教育指導の手引

愛媛県教育委員会人権教育課

人権・同和教育の推進に当たって

1 本県の同和教育

本県における同和教育は、同和問題（部落問題）の解決のため、学校・家庭・地域の連携と関係諸機関等との協力のもとに、一体となって推進されてきました。また、同和問題（部落問題）の解決を目指す取組を通して、同和問題（部落問題）だけではなく、現存する他の様々な人権問題の解決にもつなげていくことを重要な課題とし、差別の解消と人権確立を目指す人権教育としての役割を担い、多くの成果を挙げてきました。

2 人権教育をめぐる動向

同和問題（部落問題）の解決に向けた特別対策終了後の教育・啓発の在り方については、平成 8 年 5 月、「地域改善対策協議会意見具申」の中で、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」であり、「一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでない」と述べています。

これを踏まえて、国は、先に取りまとめた『「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画』（平成 9～16 年）に則した様々な施策に加え、「人権擁護推進審議会答申」（平成 11 年）の公表を行うとともに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年）を制定し、それに基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年）を策定しました。その後、社会経済情勢や国際的潮流の動向を踏まえ、同計画は令和 7 年 6 月に改訂されました。文部科学省では、平成 20 年 3 月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表し、人権教育の重要性を明らかにしています。そして、〔第三次とりまとめ〕策定後の社会情勢の変化を踏まえ、令和 3 年 3 月に「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」が出され、毎年改訂されています。

また、部落差別のない社会を実現することを目的とした、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年）など、個別の人権課題に関わる法が施行され、人権教育は、より具体的解決への道筋を明らかにすることが求められるようになりました。

本県においても、「人権教育のための国連 10 年」愛媛県行動計画（平成 12～16 年）を踏まえて、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた取組を進めてきました。そして、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的として、平成 13 年 3 月に「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、それに基づき、平成 16 年 12 月に「愛媛県人権施策推進基本方針」を策定（令和 7 年 3 月第四次改訂）して、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進しています。

3 人権・同和教育の推進

県教育委員会では、平成 13 年度から、関連する事業名や教育の取組について、基本的に「人権・同和教育」という呼称を用いています。人権・同和教育は、同和問題（部落問題）の解決を目指す取組の成果や視点を継承するとともに、国際的な潮流やこれまでの人権教育の取組に学びながら人々の人権尊重の意識を高めることによって、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題の解決を目指す教育です。これらのことを踏まえて、平成 25 年 6 月に「愛媛県人権・同和教育基本方針」を策定しました。また、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行や法務省での「部落差別（同和問題）」の表記、および県内の関係団体で「部落問題」の表記が使用されているなどの現状を鑑み、本手引においては、令和 7 年度より「同和問題（部落問題）」と表記しています。

人権・同和教育の推進に当たっては、県民の全てが取り組む温かい人権・同和教育を展開しながら、これからも、地域や学校の実情に応じて豊かな教育内容や多彩な手法の創意工夫に努め、人権問題の解決へ向けた取組を更に充実させていくことが重要です。また、部落差別の解消については、教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう推進する必要があります。

人権・同和教育指導の手引

目

次

愛媛県教育基本方針	1
愛媛県人権・同和教育基本方針	3
人権・同和教育重点目標	4
学校教育における努力事項	5
〔就学前教育〕	6
〔義務教育〕	7
〔高等学校等教育〕	8
社会教育における努力事項	9
学校教育における職務別任務内容	10
人権・同和教育主任の職務内容	13
人権・同和教育研修行事等計画	14
〈参考となる資料へのリンク〉	15
〈資料〉 部落差別の解消の推進に関する法律	18

令和8年度 愛媛県教育基本方針・重点施策(基本方針のみ抜粋)

愛媛県教育委員会は、「愛顔あふれる『教育立県えひめ』の実現」を目指し、第3期の愛媛県教育振興に関する大綱に掲げる振興方針を踏まえながら、令和8年度の基本方針及び重点施策を次のように定め、市町教育委員会とも連携して、本県教育の充実に努めます。

1 未来を切り拓くたくましい子どもたちの育成

1人1台端末を効果的に活用した学習やえひめICT学習支援システム(EILS)の効果的な活用拡大など、ICT教育の更なる充実に図るとともに、児童生徒の情報活用能力及び自律的な行動規範の育成や、プログラミングスキルの向上など、デジタル社会に適應できる人材の育成を進めるほか、生成AIや学力調査等のデータを活用した新たな学力向上対策や児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導、家庭との連携による学習習慣の確立などにより、子どもたちの確かな学力の定着と向上に努めます。

また、STEAM教育等の教科横断的な学習の充実や、海外留学支援等によるグローバルな視野を養う教育の強化、地域や企業等と連携して課題の解決に取り組むなど、様々な体験活動を通じて高校生が地域理解や文化への学びを深め、表現力・構成力を育み、郷土愛を養う教育の推進に努めます。加えて、自他の生命を大切にすることや規範意識などを養う道徳教育をはじめ、情報教育や環境教育、消費者教育、主権者教育等の充実に図ります。そのほか、読書習慣や食習慣、運動習慣などの望ましい生活習慣の確立、運動機会の確保とオール愛媛体制による持続可能で魅力的な部活動環境の構築等により、子どもたちが主体的に行動できる資質と能力を養うなど、自らの力で人生を設計し切り拓く力を育みます。

さらに、令和9年度開催予定の第37回全国産業教育フェア愛媛大会に向け、プレ大会の開催など着実な準備を進めるほか、職場体験学習や地域課題解決学習の実施等による産業教育・キャリア教育の充実に図り、地域で働き、地域で生活することの魅力についての理解を深めるとともに、産官学金の連携による次世代の水産業を担う人材育成をはじめ、高等学校職業学科を核とした将来の地域産業を支える専門的職業人の育成などに努めます。加えて、県内小中学生や保護者を対象に、各県立学校の魅力を直接アピールする対話型合同説明会を開催することにより、志願者の増加を図ります。

また、「三浦保」愛基金を活用し、教育振興に取り組むNPO団体や学校のグループ等への助成事業を通じ、子どもたちの主体性を育みます。

2 夢の実現に資する魅力あふれる学校づくり

「愛媛県県立学校振興計画(令和5年3月策定)」に基づく、「多彩で魅力的な選択肢の提供」、「職業・学科横断的な学習の展開」、「進学指導の充実」実現に向け、準備委員会との緊密な連携等により、計画の具体化に取り組むとともに、更なる県立学校の魅力化・特色化に向けて、地域との協議会を開催するなど、令和10年度から令和14年度までを期間とする、後期の愛媛県県立学校振興計画の策定を進めます。

また、対話型合同説明会により県立学校志願者の増加を図るほか、市町等と一体となって、生徒の全国募集活動を強力に推進し、小規模校の活性化や地域活動の担い手の確保等を図ります。

さらに、県立学校施設の長寿命化や令和6年に着手した水産実習船の代船建造等を計画的に推進するとともに、教育現場で日常化されたICT活用に対応するため、基盤となるシステムや教育用ICT機器を効果的に運用するほか、技術の進展に対応した産業教育の機器整備に努めます。

3 一人ひとりを見つめる特別支援教育の充実

障がいのある子どもたちが安心して学ぶことができるよう、松山城北特別支援学校の設置や医療的ケア児の通学支援など、よりよい学校環境づくりを進めるとともに、特別支援教育に係る教職員の資質向上に取り組むほか、学校や家庭、関係機関等が連携した早い段階からの切れ目ない支援体制の整備や高等学校における通級による指導の強化、一人ひとりの障がいの状態や発達の段階等に応じた指導・支援の充実に図ります。

また、企業や福祉事業所等との連携の下、発達の段階に応じたキャリア教育を推進し、障がいのある子どもたちの自立と社会参加を促進するほか、雇用促進に向け、民間企業等の理解を深める取組の充実に図るなど、特別支援教育に対する理解・啓発を進めます。

4 全ての子どもたちの自信を育み、安心して学べる環境の整備

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のため、人権・同和教育を進めます。

いじめや不登校など生徒指導上の課題の未然防止や早期発見、速やかな解決のため、専門スタッフを適切に配置した相談活動を強化するほか、いじめ防止に向けた県内一斉のライブ授業による意識啓発やアプリの活用による児童生徒の人間関係構築力の育成を推進します。

また、児童虐待に関する職員研修や地域啓発を充実するなど、関係機関と連携し、児童生徒の健全育成に取り組むとともに、ヤングケアラーや外国人児童生徒など学校生活の支障となる事情がある児童生徒について、教育面での支援を行います。

さらに、不登校の未然防止と早期解消に向け、校内サポートルームの拡充やフリースクール等との連携強化、ICTの活用など、各市町とも連携し、個々の児童生徒の状況に応じたきめ細かな支援に取り組みます。

加えて、防災士の資格取得の促進などにより教職員の防災意識の向上に努めるとともに、早期の学校再開支援のため他県被災地に派遣する教職員チームを設置するほか、自然災害等に対する防災教育や、自転車交通ルール等の啓発、学校安全対策の充実を通じて、子どもたちに自らの命は自ら守ろうとする主体的な態度を育成します。

また、近年の猛暑を踏まえ、県立学校のモデル校で運動会を屋内や夜間帯での開催へ移行し、効果や課題の検証を進め、熱中症を予防する対策を推進します。

5 教職員の働きがいのある魅力的な職場づくり

教員の長時間勤務の是正に向けて、えひめICT学習支援システム（EILS）の更なる活用や校務のデジタル化、庶務事務システムの円滑な運用と業務の見直し等に取り組むほか、県立学校入試手続や、研修・会議等のオンライン化、簡素化を推進するなど、デジタル技術を活用しながら学校全体で業務の効率化を図ります。

また、教職員を支援するスタッフと連携・分担してチーム学校を推進するとともに、警察OB、学校管理職経験者等と連携した保護者対応など、学校現場の様々な問題の解決を一元的に支援する体制を強化するほか、地域や団体、企業との連携等による部活動改革に積極的に取り組みます。

優秀な教員の確保に向けて、大学での説明会等を通じた教職の魅力発信はもとより、受験機会の拡充や奨学金返還支援制度や、ペーパーティーチャー研修会の実施に取り組むとともに、小学校チーム担任制モデル校の設置、各種研修の充実などを通して、教職員一人ひとりの専門的知識・能力の向上と不適切な行動の未然防止に努めます。

離職・休職の予防対策として、各地域に配置した産業保健スタッフによる面談やAIシステムの効果的な活用等によるメンタルヘルス不調の未然防止の強化に取り組みます。

6 社会総がかりで取り組む教育の推進

社会の変化に対応した教育環境の確保に向け、創意工夫を生かした学校づくりに努めるとともに、家庭教育支援の充実や学校と地域のつなぎ役となる人材の育成、多世代交流を促す地域行事を推進するインストラクターを養成するほか、県立学校2校へのコミュニティ・スクールの先行導入など、学校、家庭、地域住民、企業等の多様な主体が連携・協働して、地域に愛着を持ち、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。

また、就学前教育の充実を図ります。

7 スポーツ・文化の振興と生涯学習の推進（※教委関連）

児童生徒の競技力の向上を図るとともに、その成果を発表する機会の充実や熱中症対策等に取り組むほか、地域や団体、企業との連携を進め、スポーツに継続して接し親しむことのできる環境を整備します。

「愛媛県文化財保存活用大綱」に基づき、県内に残る歴史的、芸術的、学術的価値の高い文化財の調査を進め、新たな文化財の指定等に取り組むとともに、文化財の保存・活用の推進に向け、所有者等が行う保存・修理への支援のほか、県指定文化財の測量データの収集・保存による文化財の散逸・消滅対策、データ活用による文化財の魅力発信や、祭り・行事の継承に向けて県民の文化財への理解促進に取り組みます。

また、県民が生涯にわたり主体的に学び続ける環境を整備するため、社会教育の拠点として、市町と連携しながら今年度リニューアルオープンする県立図書館の機能充実を図ります。

愛媛県人権・同和教育基本方針

平成 25 年 6 月 6 日策定
愛 媛 県 教 育 委 員 会

世界人権宣言は、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と明記するとともに、「この宣言に違反するいかなる差別に対しても、平等な保護を受ける権利を有する」とうたっています。

我が国でも、日本国憲法において、全ての国民は法の下に平等であるとし、個人の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を保障しています。そして、現在、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしています。

本県では、愛媛県人権尊重の社会づくり条例（平成 13 年愛媛県条例第 13 号）を制定し、愛媛県人権施策推進基本方針を策定して、人権という普遍的な文化の創造を目指し、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、エイズ患者・H I V感染者、ハンセン病患者・回復者、北朝鮮による拉致問題などに関する様々な人権問題の解決に向けた取組を進め、県民一人ひとりの人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重の視点に立った行政を推進しています。

このような中、今なお、現代社会には、同和問題をはじめとする様々な人権問題が現存し、さらに、社会の急激な変化に伴い、インターネットによる人権侵害など、私たちの周りには新たな人権課題も生じています。

県教育委員会は、愛媛県人権施策推進基本方針の具現化を図り、21 世紀を人権の世紀とすべく、これまでの同和教育の成果や視点を継承するとともに、国際的な潮流やその取組に学びながら、県民の人権尊重の意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指す人権・同和教育を次のとおり推進します。

（推進体制の確立）

- 1 市町教育委員会、学校及び社会教育関係団体と連携し、それぞれの実態に即した人権・同和教育の方針と推進計画を明確にするとともに、推進体制を整備して、その実践を図ります。

（学校教育の充実）

- 2 学校教育においては、人権が尊重される教育環境の整備に努め、人権尊重の理念を全ての教育活動の基礎におき、進路を保障する教育の実践、同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の推進及び仲間意識に支えられた集団づくりを通して、人権の確立と差別解消に向けた幼児児童生徒の実践力を育成します。

（社会教育の充実）

- 3 社会教育においては、地域社会に人権文化を根付かせるため、生涯学習の観点に立ち、同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の機会を設定し、人権が県民一人ひとりの身近な問題であることの認識を深め、日常生活において態度や行動に現れるような県民の豊かな人権感覚を育成します。

（指導者の養成と活用）

- 4 学校教育及び社会教育のあらゆる場を通じた人権・同和教育の充実に向け、深い認識と実践力を身に付けた指導者を養成するとともに、その指導力を活かす場の充実に努めます。

（人権教育協議会の育成と支援）

- 5 市町教育委員会と連携し、各地域における人権・同和教育を総合的に推進するため、市町人権教育協議会の育成と支援に努めます。

この方針の実施に当たっては、市町教育委員会、学校及び関係諸機関・諸団体と連携して、公教育としての主体性を守り、広く県民の理解と協力を得て総合的に推進します。

令和8年度 人権・同和教育重点目標

互いの人権が尊重される社会づくりを目指し、あらゆる差別、偏見を解消するための人権・同和教育を推進する。

主 な 事 業

【推進活動】

- ◇ 愛媛県人権・同和教育研究大会
- ◇ 地区別人権・同和教育研究協議会
- ◇ 人権教育総合推進地域事業（文部科学省）
- ◇ 人権教育研究指定校事業（文部科学省、県）
- ◇ 人権・同和教育研究校の指定（県立学校）
- ◇ 人権・同和教育訪問
- ◇ 人権・同和教育資料の作成
- ◇ 人権・同和教育だより「幸せへの道」の作成
- ◇ 視聴覚教材の貸出し

【指導者研修】

- ◇ 人権・同和教育推進主任研修会
- ◇ 人権・同和教育主任研修会
- ◇ 高等学校等人権・同和教育研修会
- ◇ 地域社会人権・同和教育リーダー研修会
- ◇ 社会教育担当者等人権・同和教育研究協議会
- ◇ えひめ人権！デイ

【いじめ問題対策】

- ◇ いじめSTOPつながる力育成事業
 - ・ ジブンミカタプログラムの運用・改修
 - ・ 県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP！デイplus」
- ◇ いじめ等相談体制構築事業
 - ・ いじめ相談ダイヤル24
 - ・ SNS相談ほっとえひめ
- ◇ 愛媛県いじめ問題対策本部会議
- ◇ 愛媛県いじめ問題対策連絡協議会

【補助事業】

- ◇ 愛媛県人権教育協議会補助金

学校教育における努力事項

人権尊重の理念を全ての教育活動の基礎におき、現職教育の充実、進路を保障する教育の実践、同和問題（部落問題）学習をはじめとする様々な人権学習の推進、仲間意識に支えられた集団づくりを通して、生きる力を育むよう努める。

1 発達段階による目標

＜幼稚園・保育所・認定こども園等＞

遊びや多様な生活体験を通して豊かな感性を育てるとともに、基本的な生活習慣を養い、社会性の芽生えや集団への所属感を育み、人と関わる力を身に付けた子どもを育てる。

＜小学校＞

基礎学力の充実を図り、健康の増進に努め、身の回りにある差別や偏見、さらには生活の中の不合理や矛盾に気付かせるとともに、発達段階に応じて同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題に関心をもたせ、正しく理解させることを通して、人権尊重の意識を育み、差別解消につながる意欲や技能、態度をもった児童を育てる。

＜中学校＞

学力の向上を図り、進路の保障に努めるとともに、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題の歴史的・社会的背景について正しい理解と認識を深めることを通して、人間の尊厳について自覚を高め、差別解消に努める生徒を育てる。

＜高等学校等＞

進路保障の徹底に努め、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題の現状とその解決に向けた取組について正しく認識させるとともに、明るい展望をもち、問題の解決に向けて主体的に取り組む意欲と態度を身に付けさせることを通して、真に民主社会の担い手となる生徒を育てる。

2 幼稚園・保育所・認定こども園等から高等学校等までの一貫した教育

それぞれの段階に応じて、着実な発達を保障し、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題解決への意欲と態度を計画的・系統的に育てる。また、校種間の連携を通して、一貫性のある人権・同和教育を推進する。

3 推進体制の確立

教育目標や経営方針等の中に人権・同和教育推進のねらいを明確に位置付け、職務別の任務内容や教科等の指導についても教職員の共通理解を図る。

同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、組織的・計画的に取り組むとともに、教育活動を点検・評価し改善及び充実を図る。

4 家庭・地域・関係機関等との連携

学校（園・所）における人権・同和教育の方針や成果、課題を、家庭や地域、関係機関等に公開することによってこれらと協力関係を築き、学校教育と一体となった人権・同和教育の推進を図る。

その際、学校（園・所）は、公教育を担う機関として、特定の主義主張に偏ることなく教育の中立性を確保し、学校教育における教育活動と政治運動や社会運動を明確に区別し、主体的に人権・同和教育に取り組む必要がある。

〔 就 学 前 教 育 〕

1 現職教育の充実

- (1) 一人ひとりの教職員が、「差別の現実から深く学ぶ」ことを基本理念とし、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題解決への確固たる姿勢を確立するとともに、人権意識を高めるための研修に努め、資質の向上を図る。
- (2) 一人ひとりの教職員が、人権・同和教育推進上の職務別の任務内容と課題を明らかにし、解決に向けて主体的に取り組む。
- (3) 同和問題（部落問題）の解決に向けた研修・啓発の充実を図る。

2 子どもの成長・発達を保障する教育の実践

- (1) 家庭や地域に出向くことなどにより、生活背景に目を向け、実態を把握し、心身の調和のとれた子どもを育成する。
- (2) 一人ひとりを大切にした教育を実践することにより、自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を育てる。
- (3) 家庭や地域との密接な連携の下に、学習会や子育て相談等で、基本的な生活習慣や人との関わりなどの問題を提起し、協力してその解決を図る。
- (4) 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連絡会などを計画的に実施し、子ども一人ひとりの実態や指導の在り方について相互理解を深め、発達や学びの連続性を踏まえた指導に努める。

3 人権尊重の意識の芽生えを培う教育内容の創造と実践

- (1) 子どもの主体的な遊びや多様な生活体験、言葉による伝え合いを通して、豊かな感性や表現する力を育てる。
- (2) 自然体験や動植物の飼育・栽培など、心に響く体験活動を展開することによって、生命を大切に感じる感性やいたわりの気持ちなど、豊かな心情を育てる。
- (3) 身近な人々と交流し共感し合う体験を通して、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わわせ、他の人を大切にする心を育てる。
- (4) 人権・同和教育の指導計画を作成し、教育環境や指導方法の工夫・改善に努める。
- (5) PTA活動や研修会などを通して、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題についての理解が深まるよう、保護者に対する啓発に努める。

4 仲間意識を育てる教育の実践

- (1) 一人ひとりが安心してよさや特性を発揮できるよう、教職員と子どもとの信頼関係づくりに努める。
- (2) 全ての教育活動の中で、互いの存在に気づき、認め合い、思いやりの心をもって支え合う仲間意識を育てる。
- (3) 困難な条件の下にある子どもを中心に据え、悩みや願いを理解し合い、協力して解決していかうとする仲間づくりに努める。
- (4) 心のつながりのある仲間づくりを通して、相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、自立心を育て、人と関わる力の基礎を培う。

〔 義 務 教 育 〕

1 現職教育の充実

- (1) 一人ひとりの教職員が、「差別の現実から深く学ぶ」ことを基本理念とし、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題解決への確固たる姿勢を確立するとともに、人権意識を高めるための研修に努め、資質の向上を図る。
- (2) 一人ひとりの教職員が、人権・同和教育推進上の職務別の任務内容と課題を明らかにし、解決に向けて主体的に取り組む。
- (3) 同和問題（部落問題）学習資料の研究・分析を深める。

2 進路を保障する教育の実践

- (1) 全ての児童生徒が喜びをもって参加できる学校づくりに努め、いじめや不登校等の解決に取り組む。
- (2) 自分も周りの人もかけがえのない存在であることを実感できる学級・学校の環境づくりに努めながら、児童生徒一人ひとりを大切にしたい指導を通して、確かな学力を身に付けさせる。
- (3) 家庭や地域と連携し、困難な条件の下にある児童生徒の実態を的確に把握し、悩みや願いに応える実践を通して、学力と進路の保障に努める。

3 同和問題(部落問題)学習をはじめとする様々な人権学習の推進

- (1) 身の回りにある差別や偏見、さらには生活の中の不合理や矛盾に気付く基礎的能力を身に付けさせ、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題に対する理解を深めながら、問題解決への意欲や技能、態度を育てる。
- (2) 人権の歴史についての学習を中心に、差別の現実とその歴史的・社会的背景について正しい理解と認識を深め、差別解消への道筋を明らかにする。
- (3) 各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動などそれぞれの特質に応じ、学校の教育活動全体を通して計画的・系統的な学習を推進する。
- (4) 人権集会や交流学習など、児童生徒が主体的に参加したり体験したりする活動を通して、教育内容の充実に努める。
- (5) 市町単位で、地域素材の教材化や共通教材の開発に努め、研究成果の交流など連携を図る。
- (6) 家庭や集団の中で、他の人の意見を聞き、正しく判断したり、自分の考えを述べたりするなど、差別解消に向けて主体的に行動できる力を育てる。

4 仲間意識に支えられた集団づくりの推進

- (1) 教職員と児童生徒、児童生徒相互の豊かな人間関係づくりに努める。
- (2) 全ての教育活動で、望ましい集団活動の場を設定し、正義感や公正さを重んじる心、他の人と協調し人権を尊重する心などを育む。
- (3) 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めながら、戒め合い、支え合う仲間意識を育て、いじめを防止する集団づくりや差別を許さない集団づくりを徹底する。
- (4) 自ら参加し、体験して学ぶ活動を通して、仲間意識を高め、協力し合って、身の回りにある様々な人権問題の解決に向けて取り組む意欲や技能、態度を育てる。

〔 高 等 学 校 等 教 育 〕

1 現職教育の充実

- (1) 一人ひとりの教職員が、「差別の現実から深く学ぶ」ことを基本理念とし、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題解決への確固たる姿勢を確立するとともに、人権意識を高めるための研修に努め、資質の向上を図る。
- (2) 一人ひとりの教職員が、人権・同和教育推進上の職務別の任務内容と課題を明らかにし、解決に向けて主体的に取り組む。
- (3) 同和問題（部落問題）学習資料の研究・分析を深める。

2 進路を保障する教育の実践

- (1) 全ての教育活動において生徒一人ひとりを見つめた指導の徹底を図り、生徒や保護者の願いに応える指導・助言を行うとともに、勤労観・職業観を育成し、適切な進路選択ができるよう努める。
- (2) 基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、個性と可能性を伸ばすことによって、全ての生徒に、将来の進路についての希望をもたせ、たくましく自らの生活を切り開いていく力量を身に付けさせる。
- (3) 家庭や地域、関係機関等と連携し、困難な条件の下にある生徒の進路保障の徹底に努める。

3 同和問題(部落問題)学習をはじめとする様々な人権学習の推進

- (1) 同和問題（部落問題）学習においては「差別の現実から深く学ぶ」ことを基本理念として、同和問題（部落問題）の本質を正しく認識させるとともに、この問題の解決に自ら取り組もうとする意欲を高める。
- (2) 同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題解決への筋道を把握させ、明るい展望をもって主体的に学習に取り組ませることにより、全ての人の基本的人権を尊重し、あらゆる人権問題の解決を図っていくための資質や能力の育成に努める。
- (3) 知識理解の定着を図るとともに、参加体験型学習などを取り入れることによって、生徒の感性への働き掛けを重視した指導内容と方法の創意工夫に努める。
- (4) 相互に尊重し合いながら、よりよく問題を解決していく技能や態度の育成に努めるなど、日常生活の中での実践性に留意した学習の深化を目指す。

4 仲間意識に支えられた望ましい集団活動の推進

- (1) 教職員と生徒、生徒相互の心の交流を深め、信頼し、協力し合う学習集団を育成する。
- (2) 集団活動の中で、人間としての在り方や生き方への関心を高めさせるとともに、自己の果たす役割を自覚させ、いじめを防止する集団づくりや差別を許さない集団づくりに寄与する生徒の育成に努める。
- (3) 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めながら、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題の解決を目指す取組を通して、将来にわたって支え合う集団づくりに努める。

社会教育における努力事項

地域社会に人権文化を根付かせるため、生涯学習の観点に立ち、教育条件の整備と推進体制の確立、人権尊重の意識の高揚を図る啓発活動の推進、人権に関する総合的な学習活動の推進に努める。

1 教育条件の整備と推進体制の確立

- (1) 研修の充実を図りながら、全ての職員が「差別の現実から深く学ぶ」ことを基本理念として、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題解決への確固たる姿勢を確立する。
- (2) 人材の発掘や指導者の養成など、学習活動をより充実させるための条件整備を図る。
- (3) 公民館、企業・職域、各種団体、地域等の人権教育の推進委員会を設置したり、学校教育を含めた人権・同和教育担当者会を定期的に開催したりするなど、推進体制の確立に努める。

2 人権尊重の意識の高揚を図る啓発活動の推進

- (1) 幼児から高齢者に至る幅広い層の多様な興味・関心に応じ、日常生活で活用することができるような啓発資料や教材づくりに努める。
- (2) 地域の実情に応じた効果的な啓発が実施されるよう、人材、施設、プログラム等の共有化を図るなど、学校教育と社会教育との連携や融合を促進する。
- (3) あらゆる場を通じて、広報誌やマスメディア、インターネット、視聴覚ライブラリーなどを活用し、家庭や地域に人権文化を根付かせるための宣伝、情報提供に努める。

3 人権に関する総合的な学習活動の推進

- (1) 地域に存在する課題を人権の視点で捉え、人権に関する様々な取組を見直すとともに、地域住民の参加・交流活動を推進する。
- (2) 同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題の解決のため、地域の実情に応じて子ども会、各種学級・学習グループなどを育成する。
- (3) 公民館や社会教育関係団体においては、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた意識の高揚を図るため、自主的な各種学級、学習講座等を開設するなど学習機会を拡充する。
- (4) 人権に関する正しい理解を深めるとともに、家庭・地域の教育的ニーズを把握しながら、参加体験型学習の手法を取り入れるなど、参加者が問題解決に主体的に取り組むための学習内容を工夫し充実させることにより、共感の得られる研修会を創造する。
- (5) 部落差別の不合理性を見抜く力を高められる学習活動を推進する。
- (6) 地域の歴史、生活の中に継承されている産業、伝統的な芸能・文化などを基に、地域に対する理解と認識を深める。
- (7) 日常生活で文字の読み書きに不自由している人々を対象にした識字活動を推進するとともに、識字活動から学ぶ学習機会の提供に努める。
- (8) 家庭の教育力の向上を図るため、保護者等への学習機会や情報の提供など、家庭教育に対する支援に努める。
- (9) 企業における人権尊重の職場環境づくりのため、研修会の開催等学習機会の提供や、啓発資料の作成・配布等を通して情報提供などの支援に努める。
- (10) 市町単位の人権・同和教育研究大会などを実施し、実践を基に交流する。

参考

学校教育における職務別任務内容

校長（園長）

- 学校経営方針の中に人権・同和教育を明確に位置付け、その基本的な考え方を教職員やP T A 会員に明示し、具体的に実践する。
- 人権・同和教育主任への指導・助言を行い、必要に応じて、それぞれの教職員に指示する。
- 教職員の人権意識を高めるために指導・助言する。
- 朝礼などを通して、幼児児童生徒への直接指導に当たるとともに、保護者や地域の啓発活動を率先して行う。
- P T A への研修、啓発を積極的に行い、地域・関係機関等との連携・協力を図る。

副校長（副園長）

- 校長（園長）を補佐し、学校経営方針の中に人権・同和教育を明確に位置付け、その基本的な考え方を教職員やP T A 会員に明示し、具体的に実践する。
- 校長（園長）の命を受け、人権・同和教育主任への指導・助言を行い、必要に応じて、それぞれの教職員に指示する。
- 校長（園長）の命を受け、教職員の人権意識を高めるために指導・助言する。
- 校長（園長）の命を受け、幼児児童生徒への直接指導に当たるとともに、保護者や地域の啓発活動を率先して行う。
- 校長（園長）の命を受け、P T A への研修、啓発を積極的に行い、地域・関係機関等との連携・協力を図る。

教頭

- 校長（園長）及び副校長（副園長）を補佐し、学校の人権・同和教育推進方針を全ての教育活動などの中で具現化するよう、教職員に指導・助言する。
- 学校運営全体の立場から、教務主任や学年主任、研修主任、人権・同和教育主任などに指示し、各学年・教科などへの人権・同和教育の位置付けや実施計画などの調整に当たる。
- 自校の人権・同和教育推進上の問題点を正確に把握し、改善への方向付けを図るとともに、P T A や学校運営協議会等の活動を支援し、保護者・地域住民への啓発活動に指導的役割を果たす。

主幹教諭

- 校長（園長）、副校長（副園長）及び教頭を助け、学校の人権・同和教育推進方針を全ての教育活動などの中で具現化するよう、教職員に指導・助言する。
- 人権・同和教育の推進においては、地域や児童生徒の状況を確認し、推進計画の立案や実施において、人権・同和教育主任と連携を図りながら運営に当たる。

指導教諭

- 高い指導力と学校マネジメント経験を生かして、人権・同和教育の指導の改善及び充実のために、若手教員等の育成や校内の指導体制、研修体制などに関して指導・助言する。

教務主任

- 学校における全ての教育活動の中で人権・同和教育が推進されるように、教育計画を具体的に企画・立案する。
- 人権・同和教育の推進計画に基づいて、その実施状況を評価し、関係主任との連絡調整を図る。

学年主任

- 担当学年における全ての教育活動の中で人権・同和教育が推進されるように、学級担任などの連絡調整に当たる。
- 各学級の人権・同和教育の実践状況の把握や評価・分析を行い、指導・助言に努める。

学級担任

- 学級経営方針に人権・同和教育を明確に位置付け、人権尊重を基盤にした学級づくりに努める。
- 幼児児童生徒一人ひとりの理解に努めるとともに、困難な条件の下にある幼児児童生徒を中心に据えた学級・ホームルーム経営に努める。
- 関係教職員と連携を図りながら、幼児児童生徒のもっている課題の解決に努める。
- 人権・同和教育年間指導計画に基づき、学級における人権・同和教育の推進に努める。

保健主事

- 安心できる学習環境づくりの一環として、学級担任、養護教諭、保護者、学校医などと連携を図り、児童生徒の身体的・精神的状況の把握に努めるとともに、生命尊重の教育、健康保障の在り方などについて提起する。

養護教諭

- 学級担任、保健主事、保護者、学校医などと連携を図り、幼児児童生徒の身体的・精神的状況の把握に努めるとともに、個々に対応したカウンセリングに当たり、課題の解決を図る。

栄養教諭

- 学級担任、保護者、地域住民などと連携を図り、食に関する指導を通して心身ともに健全な幼児児童生徒の育成に努める。

生徒指導主事

- 人権尊重の精神に立って児童生徒の支援が行えるよう、生徒指導の在り方について提起する。
- 困難な条件の下にある児童生徒一人ひとりの思いや願いを、その背後にある家庭的、地域的背景を踏まえて、共感的に理解することに努め、相談・支援に当たる。

進路指導主事

- 進路指導体制の確立に努めるとともに、とりわけ困難な条件の下にある生徒に対しては、生徒や保護者との関わりを通して、生徒理解に努め、学力の向上を図り、適切な進路の選択ができるよう、進路保障に努める。

研修主任

- 教職員研修計画の作成や実施に際し、人権・同和教育主任と連携しつつ、教職員の同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題への関心を高め、理解を深めるように努める。

人権・同和教育推進主任（高等学校等）

- 自校及び担当校、担当地域における人権・同和教育の推進に努め、その実践について連絡調整及び指導・助言に当たる。

人権・同和教育主任

- 自校における人権・同和教育の推進に当たる。
*詳しくは、人権・同和教育主任の職務内容（P. 13）を参照。

特別支援教育コーディネーター

- 発達障がいを含む全ての障がいのある幼児児童生徒について正しく理解し、適切な指導と必要な支援が行えるよう、本人・保護者や担任等の相談窓口になるとともに、校内及び関係機関と連携を図りながら、自校の中核となって特別支援教育の充実に努める。

特別支援教育支援員

- 発達障がいを含む全ての障がいのある幼児児童生徒について正しく理解し、適切な日常生活動作の介助や学習活動上のサポート等を行う。

道徳教育推進教師

- 人権・同和教育主任と連携・協力を図りながら、道徳教育における指導内容及び指導方法の充実に努める。

学力向上推進主任

- 他の教職員と連携して、児童生徒の学力の定着と向上を図るとともに、進路保障に努める。

教科等主任

- 担当教科などにおける人権・同和教育推進の視点を明確にし、教育内容や手法の創意工夫に努めるとともに、他の教科担当者や学級担任などと連携を図りながら、個々の児童生徒の実態に即した指導に努める。

学校図書館担当

- 人権問題関連図書の整備・充実に配慮するとともに、読書指導などの機会を通して、これら図書への関心を高め、活用の促進に努める。

教育相談担当

- 人権尊重を基本理念として、幼児児童生徒が安心して楽しく、主体的に学校生活を送ることができるよう相談に応じ、望ましい人格の形成に努める。また、カウンセリングを通して、幼児児童生徒が自主的に自らの課題を解決し、自己実現に向けて意欲的な生き方ができるよう支援する。

スクールカウンセラー

- 人権尊重を基本理念として、幼児児童生徒の心のケアを行う。幼児児童生徒へのカウンセリング、教職員に対する助言・援助、保護者に対する助言・援助を行う。

スクールソーシャルワーカー

- 人権尊重を基本理念として、問題を抱える幼児児童生徒への支援を行う。幼児児童生徒の問題行動等の背景にある家庭の問題などの「環境」に焦点を当て、学校内におけるチーム体制を構築し、家庭訪問を行ったり、関係機関等と連携したりするなどして問題解決に努める。

事務担当

- 幼児児童生徒一人ひとりの人権の保障に関わる事務処理の在り方について常に配慮し、困難な条件下にある幼児児童生徒を把握するとともに、関係教職員と連携して支援に当たる。
- 安心できる学習環境づくりの一環として、学校の施設・設備を安全な状態に維持・管理する。

学校用務員

- 幼児児童生徒一人ひとりが安心して学習できるよう施設の環境整備や点検を行い、学校を常に安全な状態に維持・管理する。

人権・同和教育主任の職務内容

学校における教育活動が、人間尊重の精神で貫かれ、全教育活動を通じて児童生徒の人権意識を培い、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題解決への意欲と実践力が高められるように、校長の指導・助言を受け、教職員の啓発及び連絡調整に努める等、学校の中核となって人権・同和教育の推進を図る。

1 課題の把握に関すること

自校における人権・同和教育推進に当たっての方向性を明らかにするために、学校や地域の教育課題の把握に努める。

2 人権・同和教育目標、指導計画に関すること

教育課題を踏まえ、全ての教職員が人権・同和教育の意義や方向性について十分に話し合い、共通理解を図りながら学校の人権・同和教育の目標を設定し、指導計画を立案する。

3 研究・推進体制の確立に関すること

一人ひとりの教職員が自らの職務別の任務内容（P. 10～13参照）と課題を明らかにし、意欲的に人権・同和教育に取り組めるよう校内の研究・推進体制の確立と充実に努める。

4 研修に関すること

研修主任等と協力して、一人ひとりの教職員が人権尊重の理念について理解・体得し、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題解決への確固たる姿勢を確立するための研修内容・方法の改善に努めるとともに、地域教材等の開発や活用を努め、各種研修会の資料を収集・点検・保管し、全ての教職員が活用できるようにする。

また、他校の人権・同和教育主任等と協力して情報交換や実践の交流を行い、教職員の資質の向上を図るための研修を工夫する。

5 学力及び進路の保障に関すること

進路指導主事等と協力して、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題によって困難な条件の下にある児童生徒の実態を把握するとともに、保護者や児童生徒の願いに基づき、学力や進路を保障するための指導体制の確立と充実に努める。

6 家庭・地域・関係機関等との連携に関すること

一貫性のある人権・同和教育を推進するために、地域の幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校・高等学校等及び市町教育委員会等との連携を密にする。

7 保護者・地域への啓発に関すること

P T A活動や地域行事等あらゆる機会を通じて、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題の解決について理解が深まるよう、全ての教職員が学習内容や手法の創意工夫、啓発の場づくり等に努めることができるようにする。

8 評価に関すること

評価の観点・方法を工夫し、自校の人権・同和教育の推進状況について点検し、小さな改善でも継続して積み重ねることに努め、大きな改善につなげていく。

令和8年度 人権・同和教育研修行事等計画

月	日	曜	行 事 名	場 所	参 加 者
4	10	金	人権・同和教育推進主任研修会①	松 山 市	人権・同和教育推進主任
	20	月	奨学金返還事務説明会	県 庁	市町担当者
	22	水	高等学校等人権・同和教育研修会（東予）	今 治 市	高等学校等教職員
	28	火	高等学校等人権・同和教育研修会（南予）	八 幡 浜 市	
	30	木	高等学校等人権・同和教育研修会（中予）	松 山 市	
6	8	月	社会教育担当者等人権・同和教育研究協議会	県 庁	市町社会教育担当者等
	9	火	人権・同和教育主任研修会（東予）	西 条 市	小・中学校等の人権・同和教育主任
	16	火	人権・同和教育主任研修会（中予）	松 山 市	
	23	火	人権・同和教育主任研修会（南予）	西 予 市	小・中学校等の人権・同和教育主任
	24	水	人権・同和教育資料作成委員会①	県 庁	資料作成委員
	未 定		愛媛県いじめ問題対策連絡協議会	未 定	市町担当者、学校長、関係機関等
7	2	木	第73回四国地区人権教育研究大会～7/3（金）	香 川 県	四国の人権教育関係者
8	期間約1ヵ月		えひめ人権！デイ	オンデマンド	就学前・小・中・高等学校等教職員
	19	水	地域社会人権・同和教育リーダー研修会（南予）	西 予 市	地域社会や職場等における人権・同和教育の推進者
	24	月	地域社会人権・同和教育リーダー研修会（東予）	新 居 浜 市	
	26	水	地域社会人権・同和教育リーダー研修会（中予）	松 山 市	
	28	金	人権・同和教育資料作成委員会②	県 庁	資料作成委員
10	20	火	地区別人権・同和教育研究協議会（南予）	八 幡 浜 市	就学前・学校・社会教育関係者、職域代表者、行政関係者等
	27	火	地区別人権・同和教育研究協議会（中予）	東 温 市	
	29	木	地区別人権・同和教育研究協議会（東予）	今 治 市	
11	10	火	愛媛県人権・同和教育研究大会	松 山 市	就学前・学校・社会教育関係者、職域代表者、行政関係者等
	12	木	研究指定校研究発表会(野村高等学校)	西 予 市	学校及び社会教育関係者
	17	火	研究指定校研究発表会(松前中学校)	松 前 町	学校及び社会教育関係者
	20	金	えひめいじめSTOP！デイ plus	県 内	小・中学生、PTA、教育関係者、地域役員等
	26	木	研究指定校研究発表会(千丈小学校)	八 幡 浜 市	学校及び社会教育関係者
	28	土	第77回全国人権・同和教育研究大会～11/29（日）	埼玉県 他	全国の人権・同和教育関係者
1	未 定		愛媛県いじめ防止対策指導者研修会	未 定	教職員等
2	上旬		人権・同和教育推進主任研修会②	松 山 市	人権・同和教育推進主任

参考となる資料へのリンク

愛媛県教育委員会人権教育課ホームページ



人権教育課のホームページには、以下のような資料が掲載されています。

- 人権教育課の業務内容
- 指導の手引
- 人権・同和教育関係資料
- いじめ問題関係資料
- 幸せへの道(人権・同和教育だより)
- 映像ソフトの貸出

ぜひ積極的に御活用ください。

○ 人権教育課の業務内容

人権教育課は、「社会啓発係」と「教育指導グループ」に分かれており、同和問題(部落問題)をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた人権・同和教育の推進について、指導や連絡調整を行っています。

○ 指導の手引

当該年度の「人権・同和教育指導の手引」を掲載しています。

「指導の手引」には、重点目標「互いの人権が尊重される社会づくりを目指し、あらゆる差別、偏見を解消するための人権・同和教育を推進する」の下、主な事業や就学前教育、学校教育、社会教育における努力事項等が掲載されています。

○ 人権・同和教育関係資料

これまでに人権教育課が作成した資料や「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」などの県関係資料、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」などの国関係資料、その他参考となる資料が掲載されています。具体的な実践資料もありますので、人権・同和教育の推進にお役立てください。

<愛媛県教育委員会関係>

- 愛媛県人権・同和教育基本方針
- 人権教育推進の手引(H14)
- 教職員用参考資料 拉致問題の解決に向けて
- PTA 社会教育関係者学習資料 すべての人の人権を守るために
- 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～実践編～」を活用しよう(H22)
- 同和问题学習資料集(H23)
- 同和问题をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて(H24)
- 同和问题学習の系統性を踏まえた指導者研修資料(H25)
- えひめ人権の道しるべ(改訂版)(H26)
- 人権意識を高めるための研修事例集(H27)
- 人権教育に関する指導方法の充実のための実践資料(H28)
- 指導に役立つ「同和问题学習基礎資料」(H29)

- 個別の人権課題に関する指導のための基礎資料Ⅰ(H30)
- 個別の人権課題に関する指導のための基礎資料Ⅱ(R元)
- 人権・同和教育に関する指導のための研修資料(R2)
- ヤングケアラー支援のために～教職員として私たちにできること～(R3)
- 個別の人権課題に関する指導のための基礎資料Ⅲ(R3)
- 人権教育に関する指導方法の充実のための実践資料Ⅱ(R4)
- 人権・同和教育指導のための基礎資料～指導の手引の実践化に向けて～(R5)
- 人権・同和教育推進のための研修資料(R6)
- 系統的な同和問題(部落問題)学習を推進するために(R7)

<愛媛県関係>

- 愛媛県人権尊重の社会づくり条例
- 愛媛県人権施策推進基本方針(人権対策課のページへ)

<国関係>

- 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]
 - ・ 指導の在り方
 - ・ 個別的な人権課題に対する取り組み
 - ・ 実践編
- 人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について(文部科学省のページへ)
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画(法務省のページへ)
- 部落差別の解消の推進に関する法律

<参考となる資料>

- 同和教育の推進について
- 幼稚園教育における同和問題に関する配慮事項
- 「人権を大切に作る心を育てる」保育についての留意点

○ いじめ問題関係資料

「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針(改訂)」やいじめの認知状況、各種相談窓口の案内等、いじめ問題に関する資料を掲載しています。



- えひめ愛顔の子ども新聞(令和8年2月発行)
- SNS 相談ほっとえひめ
- 愛媛県いじめの防止などのための基本的な方針(改訂)
- 令和6年度 県内のいじめの認知状況
- いじめ相談ダイヤル24(小学校)
- いじめ相談ダイヤル24(中・高等学校)
- 教職員用いじめ対策ガイド
- いじめ STOP 愛顔(えがお)のために

歌詞

- ※ いじめ STOP ソングは著作権の対象です。
教育目的で使用する場合に限り申請は不要です。

○ 幸せへの道(人権・同和教育だより)

学校教育や社会教育など様々な場面で活用することができるよう、基礎的な内容を中心に作成しています。

- | | |
|---------|---|
| 第95号 改訂 | 拉致問題の解決に向けて |
| 第96号 改訂 | 男女の人権が尊重される社会の実現を目指して |
| 第99号 改訂 | 自分のことが好きですか |
| 第100号改訂 | あたりまえに生きたい-犯罪被害者の人権を考える- |
| 第101号改訂 | 共に生きる-HIV 感染者・エイズ患者の人権を考える- |
| 第102号改訂 | 多文化共生の時代 |
| 第103号改訂 | ハラスメントを考える |
| 第104号 | 被災者のこころ |
| 第105号 | 「LGBT」って？ |
| 第106号 | 同和問題解決のために |
| 第107号 | 同和問題解決のためにⅡ |
| 第108号 | 同和問題解決のためにⅢ |
| 第109号 | 多様性を認め合い一人ひとりが生き生きと幸せに輝く社会の実現へ向けて
～アンコンシャス・バイアスについて考えよう～ |
| 第110号 | 子どもの権利について考えよう |
| 第111号 | 「高齢者虐待」について考えよう |
| 第112号 | 誰もが住みよい社会を目指して～障がいのある人と人権～ |
| 第113号 | インターネットと人権について考えよう |

※ 97号、98号については削除しました。

○ 映像ソフトの貸出

県民の皆さんに人権について正しく理解していただくため、映像ソフト及び啓発パネルを貸し出しています。研修会や講演会等の際、お気軽に御活用ください。

- 連絡・申込先は、愛媛県人権啓発センター(県庁人権対策課内)と愛媛県教育委員会人権教育課です。作品によって申込先が違います。
- 貸出期間は、原則2週間です。
- 費用は無料です。ただし、送付をご希望の場合は、送料を御負担願います。

資料

部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）

平成 28 年 12 月 16 日公布・施行

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院法務委員会における附帯決議及び参議院法務委員会における附帯決議

○ 衆議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 11 月 16 日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○ 参議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 12 月 8 日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。